理事の職務権限規程

(目的)

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift(以下「当法人」という。)の業務の適法かつ効率的な執行を図るため、理事の職務権限を定めることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、当法人に適用される法令、定款、内部規程等(以下「法令等」という。)を遵守 し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければな らない。

(職務権限)

- 第3条 理事長及び副理事長は、法令等に定めるもののほか、別表に掲げる職務権限を有する。
 - 2. 別表で副理事長が決裁権者と定められている事項について、副理事長に事故等がある場合は、理事長が副理事長に代わって決裁することができる。

(細則)

第4条 本規程に定めるもののほか、理事の職務権限に関して必要な事項は、理事会の決議により 別に定める。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 本規程は、令和6年11月25日から施行する(令和6年11月25日理事会決議)。

別表 理事の職務権限

百日	決裁権者	
項目	理事長	副理事長
役割	・当法人を代表し、その業務を 総理する。 ・理事会を招集し、議長として これを主宰する。	・理事長を補佐する。 ・理事長の事故時等に、その職務 を代行する。
決裁権者に事故等があった場合 の職務代行者	副理事長	理事長
事業計画案及び予算案の作成に 関すること	0	
事業報告案及び決算案の作成に 関すること	0	
人事及び給与制度の立案及び報 告に関すること	0	
職員の任用に関すること	0	
規程類の作成に関すること	0	
国外出張に関すること	0	
国内出張に関すること	0	
支出に関すること	0	
事業の実施に関すること	0	
職員の教育・研修に関すること	0	
渉外に関すること	0	
福利厚生に関すること	0	
理事長名義で行う契約、協定、 協議、照会、回答、報告、委 嘱、通知等	0	
法人の実印の使用	0	